

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

片坂バイパスの開通に伴う通勤手当の取扱いについて（通知）

一般国道 56 号の四万十町西インターチェンジから黒潮拳ノ川インターチェンジまでの区間（以下「片坂バイパス」という。）が、平成 30 年 11 月 17 日（土）に開通予定となっています。片坂バイパスにつきましては、自動車専用道路であり、多くの職員が通勤に利用することが想定されますので、片坂バイパスの開通に伴う通勤手当の取扱いについて下記のとおりお知らせします。

つきましては、該当する職員は速やかに通勤届を提出する必要がありますので、貴管内の各小中学校等に周知をお願いします。

記

1 片坂バイパスの取扱い

通勤手当に関する規則（昭和 33 年高知県人事委員会規則第 10 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車等の使用距離は、片坂バイパスも含めた経路により、一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。ただし、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の規定により自動車専用道路の通行を禁止されている交通用具（以下「原動機付き自転車等」という。）により通勤する場合は、この限りでない。

2 対象職員

- （1）新たに開通する片坂バイパスを通勤に利用する職員
- （2）通勤経路は変更ないが、片坂バイパスを含む経路が「最短の経路」となる職員（自転車及び原動機付き自転車等を利用する場合は除く。）

3 通勤届の記載方法

（1）事実発生日

平成 30 年 11 月 17 日以降の最初の出勤日

（2）「届出の理由」欄

- ア 片坂バイパスを通勤に利用する職員 → 3 通勤経路又は方法の変更
- イ 片坂バイパスを利用しないが、片坂バイパスを含む経路が最短となる職員
→ 5 その他「新道路の開通」

【問い合わせ先】

高知県教育委員会事務局

教職員・福利課 給与担当

TEL 088-821-4906

FAX 088-821-4725

E-Mail 310601@ken.pref.kochi.lg.jp